

地方独立行政法人の中期目標及び中期計画について

	中期目標	中期計画
制度上の位置付け	<p>法人が達成すべき業務運営に関する目標として、知事が定め法人に指示するもの。〔法25条〕</p> <p>地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針。</p> <p>業務について知事から法人に対して直接指示できる唯一の手段であることを勘案すると、法人に達成を期待する目標を明確に記載する必要あり。</p>	<p>中期目標を達成するための計画として、法人が作成し知事の認可を受けるもの。〔法26条〕</p> <p>中期目標を達成するための具体的計画を法人自身が定め、自らその計画に従い、自主性・自立性をもって業務を実施。</p>
記載事項	<p>中期目標の期間</p> <p>住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>財務内容の改善に関する事項</p> <p>その他業務運営に関する重要事項〔法25条〕</p> <p>教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項</p> <p>公立大学法人の場合のみ〔法78条〕</p>	<p>住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画</p> <p>短期借入金の限度額</p> <p>重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>剰余金の使途</p> <p>その他県の規則で定める業務運営に関する事項〔法26条〕</p>
作成プロセス	<p>あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経る。〔法25条〕</p> <p>法人の意見を聴き配慮する。</p> <p>公立大学法人の場合のみ〔法78条〕</p>	<p>知事が認可する際には、あらかじめ評価委員会の意見を聴く。〔法26条〕</p>
評価委員会との関わり	<p>中期目標期間の終了時に、評価委員会は、中期目標の達成状況について評価を行う。〔法30条〕</p> <p>法人の業務の実績を評価する際の基準という側面を有する。</p>	

注：表中「法人」とは地方独立行政法人を、「法」とは地方独立行政法人法を指す。